

江戸川区医療的ケア児支援関係機関連携会議設置要綱

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項の規定に基づき、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が、その心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において安心して生活を営むことができるよう、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係者間の連絡調整及び情報交換を行うため、江戸川区医療的ケア児支援関係機関連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 医療的ケア児の支援に係る課題及び情報の共有に関すること。
- (2) 医療的ケア児の支援に係る連携の強化に関すること。
- (3) 医療的ケア児及びその家族の支援に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連携会議は、次に掲げる者につき、江戸川区長（以下「区長」という。）が委嘱し、又は任命する委員12名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 障害福祉サービス事業者又は相談支援事業者
- (4) 保育関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 医療的ケア児の保護者
- (7) 江戸川区職員

(会長)

第4条 連携会議に会長を置き、会長は委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、連携会議を代表し、連携会議を統括する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任

を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 連携会議は、会長が招集する。

2 連携会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 連携会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 第3条の規定により委嘱され、又は任命された委員が事故等のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

5 前項の規定に基づく代理者が出席したときは、当該代理者を委員とみなす。

6 会長は、必要があると認めるときは、連携会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の非公開)

第7条 会議は非公開とする。ただし、連携会議が必要と認めた場合は、会議の一部又は全部を公開することができる。

(庶務)

第8条 連携会議の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(守秘義務)

第9条 委員並びに第6条第4項及び第6項の規定により連携会議に出席した者は、正当な理由なく、会議の内容その他連携会議において知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報償)

第10条 委嘱をした委員に対する報償は、別に定めるところにより予算の範囲内で支給する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。